

新市の事務所の位置 検討小委員会

第8回資料

日時：平成15年 9月 6日(土)

午後 1時30分から

場所：小松町役場2階ホール

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第8回新市の事務所の位置検討小委員会 会 議 次 第

日時：平成15年 9月 6日（土）

午後 1時30分～

場所：小松町役場2階ホール

1．開会

2．報告

（1）委員の変更について

区 分	変更前	変更後	変更理由
規約第7条第1項 第2号に規定する委員	真鍋 行義	徳永 求	H15.8.25 小松町議会議長改選に よる

3．議事

（1）継続審議事項

事務所の位置について

新庁舎建設の場所について

4．その他

（1）第9回小委員会の開催日程について

5．閉会

(1) 継続審議事項

事務所の位置について

地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

新庁舎建設の場所について

《 第7回小委員会での意見 》

- ア) 新庁舎建設の場所は、西条市内とする。
- イ) 新庁舎建設の場所は、西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で主要幹線沿線に適地を求めて建設するものとする。
- ウ) 新庁舎建設の場所は、市民の利便性、新市の成立後、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、などにも十分配慮し、検討するものとする。

3. その他

(1) 第9回小委員会の開催日程について

日時：平成15年 月 日() 午後 時 分から

場所：西条市役所5階会議室

【参考】先例地の調整方針案抜粋例

団体名	調整方針案 抜粋
宇摩合併協議会 (決定)	<p>新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の伊予三島市役所とする。</p> <p>新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に国道11号バイパス及び県道三島川之江港線並びに市道中村山田井線・本郷平木線の沿線地域に適地を求めて建設するものとする。</p>
南宇和合併協議会 (決定)	<p>新町の事務所の位置は、合併当初は城辺町甲2420番地とする。他のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする</p> <p>新たに建設する庁舎については、合併後4年以内に5町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定したうえで建設・竣工するものとする。</p>
東宇和・三瓶町 合併協議会(決定)	<p>新市の事務所の位置は、東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地とする。</p> <p>ただし、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に、交通の事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町内に新しい事務所を建設する。</p>
東かがわ市 (15年4月合併)	<p>事務所の位置は、白鳥町湊字水入1847番地1(白鳥町役場)とする。</p> <p>ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊または白鳥地内とする。</p>
佐野市・田沼町・葛生町 町合併協議会	<p>新市の事務所の位置については、当分の間、現在の佐野市役所の位置とする。庁舎は、本庁舎及び田沼庁舎、葛生庁舎を置くものとする。</p> <p>将来の新市の事務所の位置については、新市の成立後、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性などにも十分配慮し、検討するものとする。</p>